

令和6年度(2024年度)

大阪府大阪狭山市  
今熊財産区特別会計補正予算書

大阪府大阪狭山市

令和6年度(2024年度)大阪府大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第2号)

令和6年度(2024年度)大阪府大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第2号)

は、次に定めるところによる。

( 繰越明許費 )

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪府大阪狭山市長 古川 照 人

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	今熊財産区財産売却事業	千円 757